ニ　個人ごとの訓練記録を作成すること。
ホ　加算対象者の退所後の住居の確保に努めること。
ヘ　加算対象者の家族、事業主及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、加算対象者が退所後円滑に就労できるよう努めること。
ト　自活訓練の開始後二年以上を経過した旧指定知的障害者入所更生施設にあっては、過去二年間において自活訓練を受けた入所者のうち、一人以上が退所していること。

六　指定旧法施設支援単位数表の第5の5の自活訓練加算の注1の厚生労働大臣が定める施設基準第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「第四条第一項及び第五項」とあるのは、「第四十五条第一項及び第五項」と読み替えるものとする。

七　指定旧法施設支援単位数表の第5の5の自活訓練加算の注1の厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練
第五号の規定を準用する。

## ○厚生労働省告示第五百五十五号

障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び旧身体障害者更生施設支援費等の算定方法を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日　厚生労働大臣　柳澤　伯夫

厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び旧身体障害者更生施設支援費等の算定方法

一　障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号。以下「指定旧法施設支援費用算定基準」という。）別表指定旧法施設支援単位数表（以下「指定旧法施設支援単位数表」という。）第1の1の旧身体障害者更生施設支援費の注2の厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び旧身体障害者更生施設支援費の算定方法

障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号。以下「指定身体障害者施設基準」という。）第二条第一号に規定する指定身体障害者更生施設（以下「旧指定身体障害者更生施設」という。以下同じ。）において指定旧法施設支援（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。第二号を除き、以下同じ。）を行った場合の旧身体障害者更生施設支援費については、次の表の上欄に掲げる指定旧法施設支援の区分及び同表の中欄に掲げる入所者の数の基準に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| | | |
|---|---|---|
| 指定旧法施設支援の区分 | 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準 | 厚生労働大臣が定める旧身体障害者更生施設支援費の算定方法 |
| 入所による指定旧法施設支援 | 旧指定身体障害者更生施設の過去三月間の入所者（入所により指定旧法施設支援を受けている者に限る。次の(1)及び(2)において同じ。）の数の平均値が、入所定員（通所による入所者の定員を除く。以下同じ。）の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合<br>(1)　入所定員が五十人を超えない旧指定身体障害者更生施設　一日の入所者の数が、入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合<br>(2)　入所定員が五十人を超える旧指定身体障害者更生施設　一日の入所者の数が、入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を超える場合 | 指定旧法施設支援単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定旧法施設支援費用額算定基準の例により算定する。 |

二　指定旧法施設支援単位数表第2の1の旧身体障害者療護施設支援費用の注2の厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び旧身体障害者療護施設支援費の算定方法

旧指定身体障害者療護施設（指定旧法施設支援単位数表の第2の1の注1に規定する旧指定身体障害者療護施設をいう。以下同じ。）において指定旧法施設支援（法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第五条第四項に規定する身体障害者療護施設支援に相当するものに限る。以下この号において同じ。）を行った場合の旧身体障害者療護施設支援費については、次の表の上欄に掲げる指定旧法施設支援の区分及び同表の中欄に掲げる入所者の数の基準に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところにより算定する。

| | | |
|---|---|---|
| 通所による指定旧法施設支援 | イ　平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間<br>次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合<br>(1)　過去三月間の通所による入所者の数の平均値が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合<br>(一)　通所による入所者の定員の数が三十人以下の旧指定身体障害者更生施設　通所による入所者の定員の数に三を加えて得た数を超える場合<br>(二)　通所による入所者の定員の数が三十一人以上の旧指定身体障害者更生施設　通所による入所者の定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合<br>(2)　一日の通所による入所者の数が次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合<br>(一)　通所による入所者の定員が十五人未満の旧指定身体障害者更生施設　通所による入所者の定員の数に三を加えて得た数を超える場合<br>(二)　通所による入所者の定員が十五人以上五十人以下の旧指定身体障害者更生施設　通所による入所者の定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合<br>(三)　通所による入所者の定員が五十人を超える旧指定身体障害者更生施設　通所による入所者の定員の数に当該通所による入所者の定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を超える場合<br>ロ　平成二十年四月一日以降<br>次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合<br>(1)　過去三月間の通所による入所者の数の平均値が、通所による入所者の定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合<br>(2)　一日の通所による入所者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合<br>(一)　通所による入所者の定員が五十人を超えない旧指定身体障害者更生施設　通所による入所者の定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合<br>(二)　通所による入所者の定員が五十人を超える旧指定身体障害者更生施設　通所による入所者の定員の数に当該通所による入所者の定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合 | 指定旧法施設支援単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定旧法施設支援費用額算定基準の例により算定する。 |